

免許証書替申請書

免許証に記載されている
氏名を変更した方

申請書裏面については
15ページ参照。

- ②⑥ 労働安全衛生法に基づく他の免許を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、1と記入し、免許の種類に○をつけ、別紙の所持免許申告欄に必要事項を記入して下さい（16ページ参照）。

※再交付と書替を同時に行う場合は、①申請の区分」は③と記入し、記入例Ⅱ（7ページ）に示した事項も併せて記入して下さい。

申請先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局(免許証の交付を受けた都道府県労働局でも可)の健康安全主務課(P29～P30参照)

[illegible]

○申請書類記入等チェックリスト

書 替

	チェック欄
①	☐ 記入漏れはありませんか？
②	☐ 免許証用写真の裏面に氏名を記入し、申請書ごとに貼付しましたか？
③	☐ 各申請書の裏面に収入印紙 1,500 円分を貼付しましたか？（消印をしないで下さい。）（15 ページ参照）

各申請書に必要な事項を全て記載し、添付書類が揃ったら、記入例に添ってもう一度確認し、このページのチェックリストにより再点検をして下さい。

○添付書類チェックリスト

○必ず添付するもの		添付書類	備 考
	チェック欄		
①	☐	専用の免許証送付用（「返信用」と書かれた）封筒	この申請書類一式に同封されている茶色の窓空き封筒です。住所等は記載しないで下さい。（免許証発行時に申請書に記載された希望先のご住所と免許取得者氏名を印字いたします。）なお、専用の窓空き封筒をお持ちでない場合は任意の封筒でも使用できます。ただし、その場合は氏名、住所を記載して下さい。
②	☐	免許証送付用切手460円分（※）	①の免許証送付用封筒に貼付して下さい。 （※）令和6年10月1日現在の郵送料と簡易書留料金です。
③	☐	書替する免許証	提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※新免許証が発行されるまでの期間、又は発行後手元に残すことを希望される方は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局で原本確認の証明を受けた免許証の写しを取得し、申請時に添付して下さい。原本確認証明の発行手続については、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。詳しくは18ページを参照して下さい。
④	☐	氏名を変更した事実が分かる証明書（17ページ参照）	変更前の氏名が記載された住民票の写し（市区町村から発行された原本で個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、戸籍抄本等で氏名を変更したことが確認できるもの ※本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

○該当する場合に添付するもの

必要となる場合		添付書類
	チェック欄	
⑤	☐	労働安全衛生法関係の免許証（原本） ※現在所持している労働安全衛生法関係の免許証を全て提出してください。今回申請する免許証と統合した上で新しい免許証を交付します。提出された免許証は、新しい免許証発行後、ご本人に返却されず、処分されます。 ※技能講習修了証ではありません。
⑥	☐	所持免許申告欄（16ページ参照）
⑦	☐	本人確認証明書（17、28ページ参照） ※住所を変更した場合 ※住民票の写しの場合は、本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したもの、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとして下さい。 ※④と共通でも構いません。

※氏名を変更した場合は、法令上免許の書替が必要となります。